

評 価 証

【技術の名称】

第 2 4 0 0 1 号

「EHD アンカー」 － 岸壁・護岸等に用いる本設アンカー工法 －

1. 依頼者

法人の名称 弘和産業株式会社
住 所 東京都青梅市今井 3 丁目 3 番 1 2 号
法人の名称 KJSエンジニアリング株式会社
住 所 東京都青梅市今井 3 丁目 3 番 1 2 号

2. 評価の前提

- (1)本技術の構成材料は、適切な品質管理のもとで使用されるものとする。
(2)本技術の適用にあたっては、本報告書の留意事項の他、依頼者が推奨する方法で使用されるものとする。

3. 評価の範囲

評価の範囲は、依頼者より提出された開発の趣旨、開発目標に対して、試験結果等により確認できる範囲とする。詳細は港湾関連民間技術の確認審査・評価報告書(第 2 4 0 0 1 号) に示す。

4. 評価の結果

- (1)アンカー体部の高付着型の硅砂付着 ECFテンドンとグラウトの、最大自由端すべり量に対する付着強度は、普通 PC 鋼より線の 1.5 倍を有することが確認された。
(2)アンカー頭部くさび定着構造およびアンカー体引張型構造は、静的・動的作用力に対して、所要の性能を維持できることが確認された。
(3)定着具は、アンカー力増減に対して、所要アンカー力に調整できることが確認された。
(4)アンカーテendonは、エポキシ被覆による防食構造で、特に高い防食性能が重要となるアンカー体境界部およびアンカー頭部は 1.0MPa、プレート止水構造(支圧板孔径部)は 2.0MPa の耐水性を有することが確認された。
(5)アンカー頭部は塩害環境下での耐久性、硅砂付着 ECFテendonはアルカリ環境・塩害環境下での耐久性、Niめっき定着具(くさび・アンカーヘッド・ナット)は塩害環境下での耐久性を有することが確認された。
(6)EHD アンカー工法は、港湾等の構造物においてグラウンドアンカーが適切に機能しているかを確認するためのモニタリング機能を有することが確認された。

一般財団法人沿岸技術研究センターが定める港湾関連民間技術の確認
審査・評価に関する実施要領に基づき、上記の内容を確認した。
なお、評価証の有効期限は 5 年間とする。

平成 23 年 7 月 1 日 第 1 0 0 0 4 号

平成 28 年 7 月 1 日 第 1 回目更新

令和 元年 9 月 30 日 第 1 9 0 0 1 号(部分変更)

令和 6 年 9 月 30 日 第 2 4 0 0 1 号(部分変更)

一般財団法人 沿岸技術研究センター

代表理事・理事長 宮崎 祥一

